

新型インフルエンザ発生時の 廃棄物処理事業継続計画

平成 30 年 2 月 1 日
(令和 2 年 3 月改定 第 2 版)

株式会社 環境開発公社

1.	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2.	計画の前提条件・・・・・・・・	3
(1)	被害想定の根拠・・・・・・・・	3
(2)	新型インフルエンザの発生段階・・・・・・・・	4
(3)	本計画における被害想定・・・・・・・・	5
3.	事業継続計画の体系・・・・・・・・	6
4.	体制の整備・・・・・・・・	7
(1)	危機管理体制・・・・・・・・	7
(2)	情報管理体制・・・・・・・・	8
5.	感染防止策・・・・・・・・	11
(1)	基本的事項・・・・・・・・	11
(2)	感染リスクの評価・・・・・・・・	11
(3)	具体的な感染防止策・・・・・・・・	13
6.	事業継続に重要な要素の確保・・・・・・・・	15
(1)	人員の確保・・・・・・・・	15
(2)	物資の確保・・・・・・・・	16
(3)	資金の確保・・・・・・・・	17
7.	重要な要素が不足した場合の対策・・・・・・・・	17
(1)	人員が付録した場合の対策（人員の調整）・・・・・・・・	17
(2)	物資が不足した場合の対策・・・・・・・・	18
(3)	重要業務の特定（業務の優先順位の決定）・・・・・・・・	18
(4)	資金が不足した場合の対策・・・・・・・・	19
8.	新型インフルエンザ発生後の対応・・・・・・・・	20
9.	教育・訓練・・・・・・・・	20
10.	点検・是正・・・・・・・・	20

参考

新型インフルエンザに関する参考情報について・・・・・・・・	21
-------------------------------	----

1. 基本方針

<基本方針>

- ・廃棄物の処理は、国民の最低限の生活を維持するために不可欠なサービスであることから当社は、新型インフルエンザ流行時においても事業を着実に継続する。
- ・従業員及びその家族の生命と健康の維持を図るとともに、事業の継続のための必要な措置について定める。

2. 計画の前提条件

(1) 被害想定の根拠

本計画は、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議が定める事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインで示す被害想定（以下のとおり）に基づくこととする。

<被害想定の根拠>

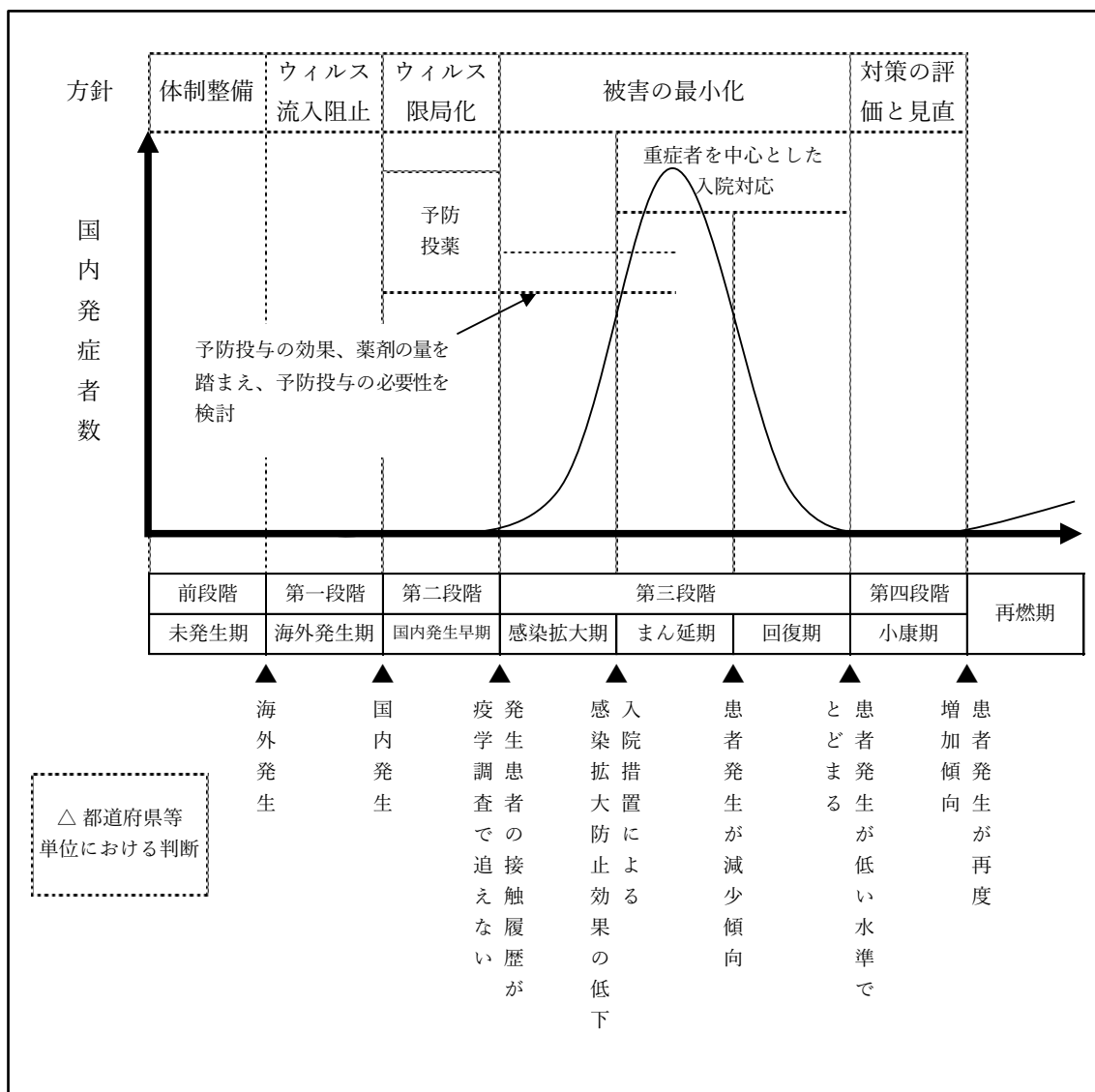
発症者数		約 3,200 万人（全人口の 25%）
受診患者数		約 1,300～約 2,500 万
入院患者数	中等度の場合	～約 53 万人
	重度の場合	～約 200 万人
死亡数	中等度の場合	～約 17 万人
	重度の場合	～約 64 万人
欠勤率		～40%
欠勤期間		10 日間程度
流行の波		2 ヶ月程度

(2) 新型インフルエンザの発生段階

本計画は、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議が定める事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインで示す新型インフルエンザの発生段階に応じたものとする。

＜新型インフルエンザの発生段階

発生段階		状態
前段階	未発生期	新型インフルエンザは発生していない状態
第一段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階	国内発生期	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

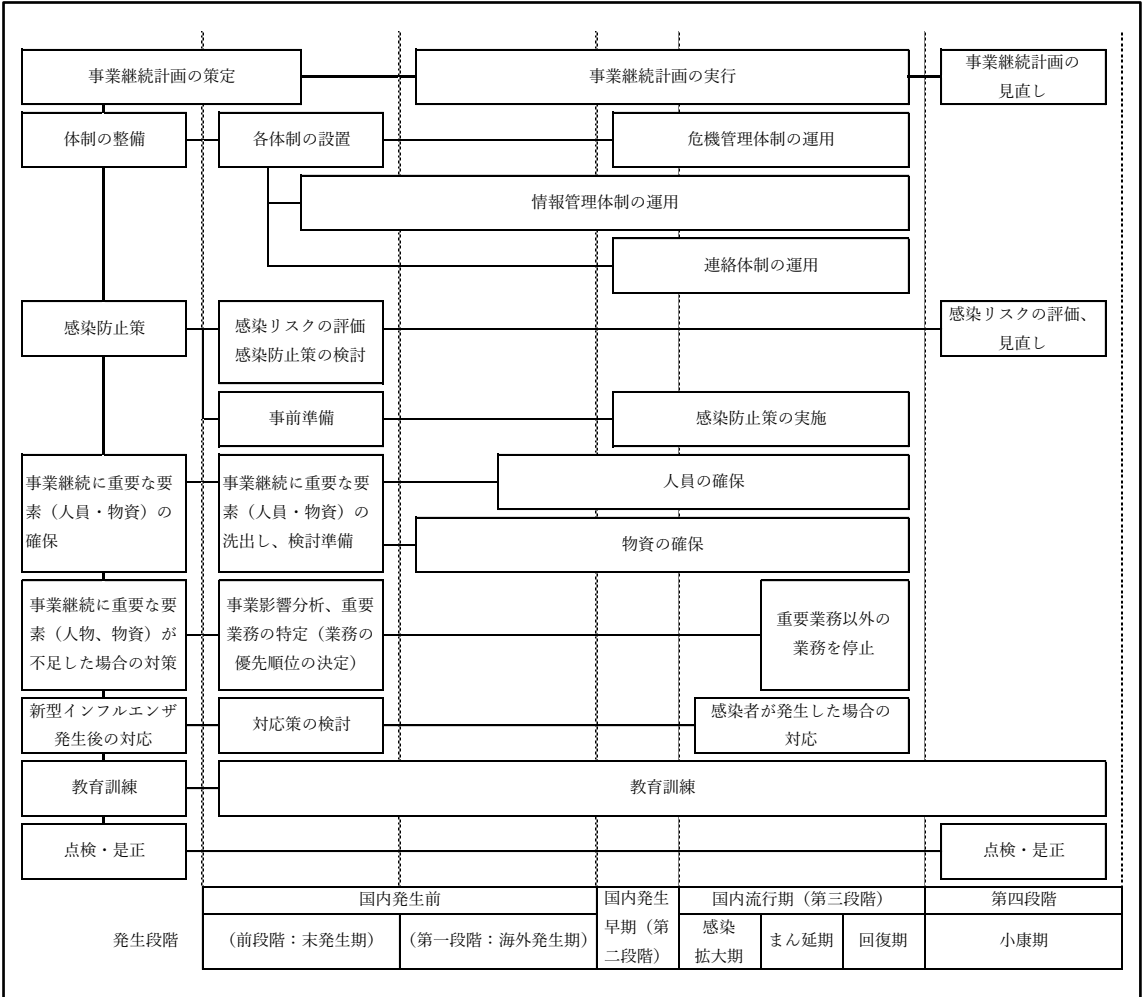


(3) 本計画における被害想定

以上を踏まえ、新型インフルエンザの発生から終息までの約 2 ヶ月の間に最大で従業員の 40%程度が数週間にわたり欠勤するケースを想定し、計画を策定する。

3. 事業継続計画の体系

事業継続計画は、以下の体系の基づいて構築する。



4. 体制の整備

(1) 危機管理体制

1) 新型インフルエンザ発生時（緊急時）

新型インフルエンザ発生時（緊急時）には、以下の危機管理のための組織（以下、「危機管理組織」という。）を設置し、対応する。

<危機管理組織の構成>

組織の構成員	氏名及び役職	役割
① 責任者	栗本 貴志（代表取締役）〔楠本〕	意思決定
② サブリーダー	楠本 浩二（専務取締役）〔相川〕	責任者のサポート（人員）
	相川 俊治（常務取締役）〔西田〕	責任者のサポート（物資）
③ メンバー	西田 尚（五日市工場長）〔津田〕	サブリーダーの補助
	津田 智行（課長）〔打越〕	再資源事業部の管理
	小松 充典（課長）〔大久保〕	管更生事業部の管理
	山田 照康（課長）〔須藤・児玉〕	本社・本社工場の管理

※〔 〕内は代行者を示す。

<危機管理組織の設置期間>

緊急時の危機管理組織の設置期間は、第二段階（国内発生早期）から新型インフルエンザの第四段階（小康期）までとする。

2) 平常時

平常時における新型インフルエンザ対策の検討や事前準備については、以下の体制により対応する。

<平常時の危機管理体制>

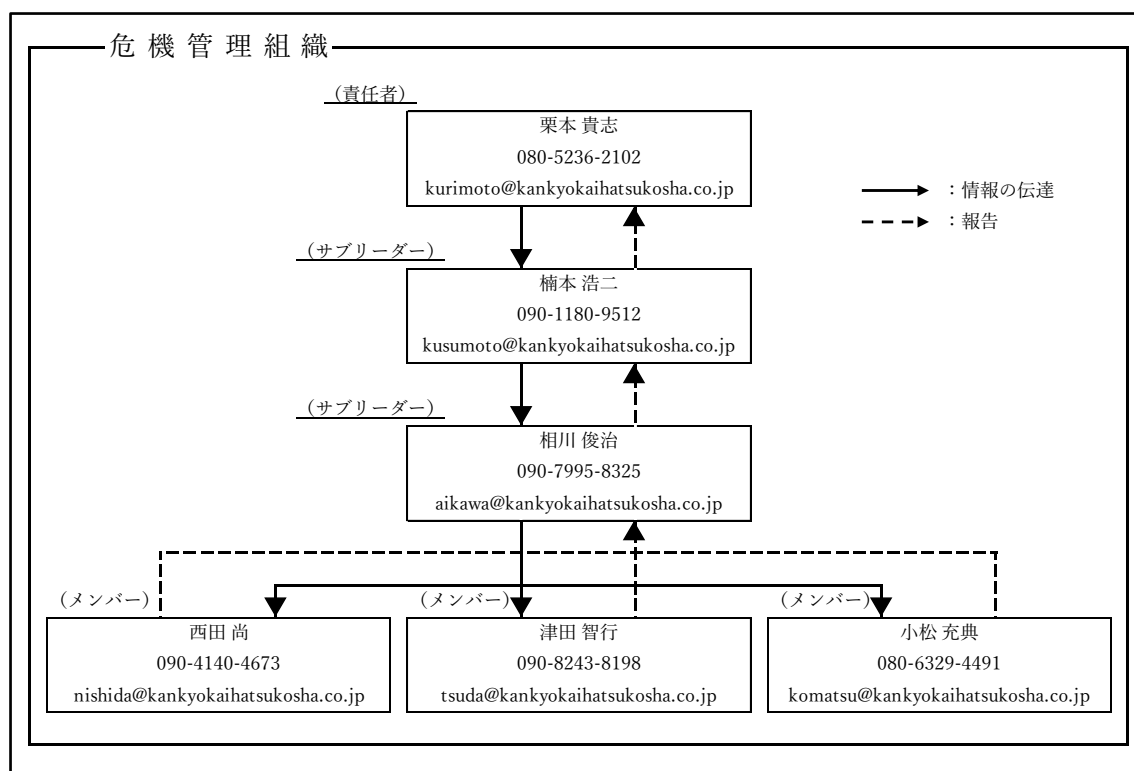
組織の責任者	氏名及び役職	役割
① 責任者	栗本 貴志（代表取締役）	
② サブリーダー	楠本 浩二（専務取締役）	
③ メンバー	相川 俊治（常務取締役）	情報収集担当
	西田 尚（五日市工場長）	処分・住民対応担当
	津田 智行（課長）	収集運搬担当
	小松 充典（課長）	安全管理担当
④ 事務	山田 照康（課長）	

(2) 情報管理体制

1) 緊急時の連絡体制

① 社内

以下に示す緊急時の連絡体制を構築する。



- ・危機管理組織での決定事項、その他緊急時の連絡事項については、上図の体制により従業員に連絡を行う。
- ・従業員やその家族が新型インフルエンザに罹患した場合は、その症状を部門長に報告し部門長が危機管理組織に従業員の罹患等の状況を報告する。

② 取引事業者

a. 排出事業者

委託契約を締結している排出事業者のうち、緊急時に連絡が必要なところは以下のとおりである。

組織名	住所	連絡先	メールアドレス
別紙にて一覧管理			

b. その他の取引事業者

組織名	住所	連絡先	メールアドレス
	別紙にて一覧管理		

③ その他

組織名	住所	連絡先
広島市環境局産業廃棄物指導課	広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号	082-504-2226
広島県資源循環協会	広島市中区千田町 3 丁目 7-47	082-247-8499
広島市西保健センター	広島市西区福島町 2 丁目 24-1	082-294-6235

2) 情報収集体制

① 体制

新型インフルエンザについて、以下の情報収集体制を構築する。

<情報収集体制>

- ・情報収集は、管理部が担当する。(責任者：相川)
- ・情報収集は、新型インフルエンザの発生前より定期的実施し、新型インフルエンザの海外発生後には情報収集体制を強化する。
- ・収集した情報は、社内（新型インフルエンザ発生後は危機管理組織）及び取引事業者などに速やかに伝達する。
- ・緊急性を要する情報については、「(2) 1) 緊急連絡網」を用いて、従業員に速やかに伝達する。

② 収集を行う情報及び入手先

- ・情報の収集先及び入手する情報は以下のとおりとする。

情報の入手先	入手する情報	情報収集時期
環境省	・廃棄物処理における新型インフルエンザ対策に関する事項	平常時、海外発生期以降
厚生労働省 国立感染症研究所	・新型インフルエンザが発生している地域感染拡大の状況 ・新型インフルエンザの概要（病原性、治療方法、感染力等）	海外発生期以降
都道府県 （都道府県名：広島県） 市町村 （市町村名：広島市）	・上記の欄の2項目 ・地域における新型インフルエンザ対の医療対応・社会対応に関する情報（医療体制、都道府県や市町村の保健部局による取組内容等） ・廃棄物処理における新型インフルエンザ対策、新型インフルエンザ発生後の地域における廃棄物処理の状況	海外発生期以降
地域のライフライン事業	・電力、石油、水道等、廃棄物処理に必要なライフラインの稼働状況	海外発生期以降
都道府県産業廃棄物協会 （広島県資源循環協会）	・その他、廃棄物処理関連事項	平常時、海外発生期以降

5. 感染防止策

(1) 基本的事項

新型インフルエンザ発生時には、以下の感染防止策を講じることを基本とする。

感染防止策	方法
対人距離の保持	・感染者の2メートル以内に近づかない。 ・不要不急な外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かない。 ・業務において、極力、対人距離を保持できるよう工夫する。
手洗い	・出先からの帰社後（外出からの帰宅後）、不特定多数の者が触るような場所に触れた後、喫煙後や食事の前等に、頻繁に手洗いを実施する。 ・手洗いが状況では、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用いて手指を消毒する。
咳エチケット	・咳やくしゃみの際は、ティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。
職場の清掃・消毒	・感染者が触れた可能性のある場所、感染者の飛沫が付着した可能性のある場所を最低1日1回は清掃する。
定期的なインフルエンザワクチンの接種	・すべての従業員が、毎年、医療機関で通常のインフルエンザの予防接種を受ける。（予防接種は任意）
個人防護具の使用	・マスク、手袋、ゴーグル（またはフェイスマスク）を使用する。
体温測定	・毎日出勤時に簡易体温測定器で検温し、異常数値が出た場合は自宅待機を促す。

(2) 感染リスクの評価

業務における感染リスクは、以下のとおりである。

1) 収集運搬業務

業務の名称	頻度（回/日）	感染リスク	留意事項
収集運搬車両の運転	1	Ⅲ	同乗者からの感染
マニフェスト伝票の受け渡し	3	Ⅲ	伝票の受け渡し相手からの感染。
廃棄物の積込	3	Ⅱ	集積所周辺の歩行者等からの染。

※ 感染リスクは、「Ⅰ 感染の可能性はほとんどない」、「Ⅱ 感染リスクが若干ある」、「Ⅲ 感染リスクがある」、「Ⅳ 感染リスクが高い」の4段階で評価。（以下、同じ）

2) 処分業務

業務の名称	頻度（回/日）	感染リスク	留意事項
施設の運転管理	1	II	他の従業員からの感染。
重機の運転	1	I	他の従業員からの感染。

3) 事務業務（営業含む）

業務の名称	頻度（回/日）	感染リスク	留意事項
取引事業者との 連絡調整（電話）	10	I	感染リスクなし。
来客者との対応	1	III	来客者からの感染。
従業員による会議 （朝礼等含む）	1	III	他の従業員から感染。
出張、営業 （他社への訪問）	5	III	移動中、訪問先の従業員からの感染。

4) 就業時間外

業務の名称	頻度（回/日）	感染リスク	留意事項
公共交通機関による 通勤	2	III	同乗者からの接触時の感染。
その他日常生活	—	III	同居者からの感染、外出先での他者 からの感染。

(3) 具体的な感染防止策

1) 収集運搬

- ・収集運搬に係る業務において、以下の感染防止策を実施する。
- ・対策の実施期間は 国内発生早期 から 小康期 までとする。

業務の名称	感染リスク	実施する感染防止策
収集運搬車両の運転	III	・手袋、マスク等の個人防護具の使用 ・事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 ・運搬車両の定期的な清掃及び消毒の実施
マニフェスト伝票の受け渡し	III	・手袋、マスク等の個人防護具の使用 ・事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施
廃棄物の積込	II	・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 ・積卸し作業終了後の消毒薬（携行可能な速乾性擦式消毒用アルコール製剤等）による手指消毒の実施 ・事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施

2) 処分業務

- ・処分に係る業務において、以下の感染防止策を実施する。
- ・対策の実施期間は 国内発生早期 から 小康期 までとする。

業務の名称	感染リスク	留意事項
施設の運転管理	II	・作業員の個人防護具（手袋、マスク等）の使用 ・作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 ・施設の定期的な清掃及び消毒の実施
重機の運転	I	・作業員の個人防護具（手袋、マスク等）の使用 ・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 ・作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 ・施設の定期的な清掃及び消毒の実施

3) 事務業務（営業含む）

- ・ 事務所における業務において、以下の感染防止策を実施する。
- ・ 対策の実施期間は 国内発生早期 から 小康期 までとする。

業務の名称	感染リスク	留意事項
来客者との対応	III	・ 接客時には、対人距離を保持するほか、マスク等の個人防護具の使用、手洗い及び手指消毒を実施（訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施） ・ 訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止） ・ 訪問者の立入（場所、人数等）を制限 ・ 訪問者の氏名・住所の把握 ・ 訪問スペースへの手洗い場所の設置 ・ 窓口等でのガラス等の仕切りの設置 ・ 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施
従業員による会議 （朝礼等含む）	III	・ マスク等の個人防護具の使用 ・ 会議の削減（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） ・ 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施
出張、営業 （他社への訪問）	III	・ マスク等の個人防護具の使用 ・ 帰社時等、従業員の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止） ・ 帰社時の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 ・ 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施

4) 就業時間外

- ・就業時間外についても、以下の感染防止策を実施する。
- ・対策の実施期間は 国内発生早期 から 小康期 までとする。

業務の名称	感染リスク	留意事項
公共交通機関による通勤	III	・出勤前の体温測定（体温測定によりインフルエンザ様症状（37.5 度以上の発熱、咳、全身倦怠感等）がある場合は出勤しない） ・ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避（時差出勤、在宅勤務等） ・通勤時のマスクの着用 ・出勤時等、従業員の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施（発熱がある場合、入室を禁止） ・帰宅時の手洗い、うがいの徹底
その他日常生活	III	・人混みや繁華街への不要不急な外出を控える ・体調管理（十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ）

6. 事業継続に重要な要素の確保

(1) 人員の確保

廃棄物処理事業における現状の人員構成、業務の継続のために最低限必要な人員数、不足した場合の補充先に関する計画（人員計画）は以下により行うこととする。

1) 収集運搬業務

業務名	担当部署	現在の人員	必要最小人員	補充先
ライフライン事業者からの廃棄物の収集運搬	再資源事業部	25 (25)	20	自社管更生事業部
建設・土木工事現場からの廃棄物の収集運搬	再資源事業部	25 (25)	20	自社管更生事業部

※ 括弧内の数値は兼務を示す。(以下、同じ)

2) 処分業務

業務名	担当部署	現在の人員	必要最小人員	補充先
焼却施設の運転管理、受入業務	再資源事業部	3 (3)	2	自社管更生事業部
リサイクル処理処分工程	再資源事業部	3 (3)	2	自社管更生事業部

3) 事務業務（営業含む）

業務名	担当部署	現在の人員	必要最小人員	補充先
情報収集	管理部	15	5	
備蓄品の入手、在庫管理	管理部	15	5	
事業継続計画の策定	全社	15	5	
取引事業者等との連絡調整	再資源事業部	15	5	補充しない
外部来客者の対応	再資源事業部	15	5	補充しない

(2) 物資の確保

廃棄物処理事業の継続のために必要な物資の確保は以下により行う。

1) 収集運搬・処理業務の実務に必要な物資

物資	月間使用量	備蓄量	入手先	入手先・予備①	入手先・予備②
ガソリン	1,602	—	トヨタファイナンス	ネクスティ	宇佐美
軽油	32,723	—	鳥井油業	宇佐美	エネックス
苛性ソーダ					
セメント					

2) 感染防止策に必要な物資（※必要な時に持ち出す為、使用量確定が困難）

物資	使用量	備蓄量	入手先	入手先・予備①	入手先・予備②
マスク	※1	130	薬局	ホームセンター	インターネット
手袋	15	60	ヒラオカユニ	生長産業	—
ゴーグル	2	5	ホームセンター	—	—
防護着	5	60	日本通商	—	—
消毒用アルコール	400 ml	400 ml	ドラッグストア	ホームセンター	—
液体石鹸	500 ml	4 l	アスクル	—	—
医薬品	随時補充	随時補充	ツネザワ薬品	—	—
体温計	—	1 本	—	—	—

(3) 資金の確保

約 2 ヶ月にわたり必要となる運転資金をあらかじめ概算するとともに、その資金を確保するための以下の対策を検討する。

<資金の確保>

- ・ 2 ヶ月の事業停止を想定した社内における資金の積立
- ・ 新型インフルエンザ発生時の融資面での対応について取引金融機関と相談
- ・ 国等による新型インフルエンザ発生時の金融支援対策に関する金融支援を受けることや損害保険等への加入を検討

7.重要な要素が不足した場合の対策

(1) 人員が不足した場合の対策（人員の調整）

人員が不足した場合には、以下の方法により人員を調整し、対応する。

<人員が不足した場合の対策>

- ① 未発生期、小康期 の対応（または欠勤率 10%未満の対応）
 - ・ 平常時と同様に、廃棄物処理事業を継続する。
- ② 国内発生早期～感染拡大期、回復期の対応（または欠勤率 10～25%までの対応）
 - ・ 出勤者による残業、公休日出勤、社内への泊り込み等により、通常通り、廃棄物処理事業を継続する。
- ③ まん延期の対応（または欠勤率 25～50%までの対応）
 - ・ 「6（1）人員の確保」に従って、他部署、取引事業者等からの人員の補充により、通常通り、廃棄物処理事業を継続する。
- ④ まん延期の対応（欠勤率 50%を超える場合の対応）
 - ・ 重要業務（優先順位が高い業務）を優先し、事業を継続するとともに、重要業務以外の業務（優先順位が低い業務）は、必要に応じて、事業の縮小、中止・中断する。（「7（3）重要業務の特定（業務の優先順位の決定）」による）
 - ・ 排出者に廃棄物の排出抑制や保管を呼び掛ける。

(2) 物資が不足した場合の対策

物資が不足した場合には、以下により対応する。

<物資が不足した場合の対策>

- ・廃棄物処理事業の継続に必要な物資をあらかじめ備蓄しておく。（「6（2）物資の確保」による）
- ・新型インフルエンザの流行時に不足することが予想される物資については、備蓄量を増やす。（「6（2）物資の確保」による）
- ・備蓄した物資が不足した場合に備えて、平常時の物資の購入先以外にも、当該物資が購入できるところを複数箇所、確保しておくことにより対応する。

(3) 重要業務の特定（業務の優先順位の決定）

1) 業務の優先順位別の整理

I 新たに発生する業務（新型インフルエンザ対策）

業務名	担当部署	開始時期	備考
情報収集	管理部	未発生期	海外発生期以降、情報収集を強化
備蓄品の入手、在庫管理	管理部	未発生期	海外発生期の段階で備蓄品の追加購入
事業継続計画の策定	全社	未発生期	小康期に計画の見直し

II 通常通り継続する業務

業務名	担当部署	開始時期	備考
ライフライン事業者から排出される廃棄物の収集運搬	再資源事業部	すべての時期	感染防止策、人員の補充
取引量が多い排出事業者の事業継続に伴い排出される廃棄物の収集運搬	再資源事業部	すべての時期	感染防止策、人員の補充

Ⅲ 縮小して継続する業務

業務名	担当部署	開始時期	備考
焼却工程	再資源事業部	感染拡大期～まん延期	・ 24 時間運転から 8 時間運転に変更 ・ II の排出事業者の廃棄物を優先して処分 ・ II 以外の排出事業者には排出抑制、保管を要請
取引量が多い排出事業者の事業継続に伴い排出される廃棄物の収集運搬	再資源事業部	感染拡大期～まん延期	排出事業者に排出抑制、保管を要請

Ⅳ 中止・中断する業務

業務名	担当部署	開始時期	備考
排出事業者が中止・中断した事業から排出される廃棄物の収集運搬	再資源事業部	まん延期	排出事業者の決定による

(4) 資金が不足した場合の対策

廃棄物処理事業の継続に必要な資金が不足した場合には、「6. 事業継続に重要な要素の確保」の「(3) 資金の確保」であらかじめ準備した対策により資金を調達する。

8. 新型インフルエンザ発生後の対応

新型インフルエンザ発生後は上記で定めた計画に従って、対策を講じるほか、従業員が新型インフルエンザに罹患した場合に、以下により対応する。

<従業員に感染者が発生した場合の対応>

- ・事業所で従業員が発症した場合、事業所内で他の従業員から隔離し、医療機関へ搬送するまでの待機場所を確保した上で、発熱相談センターに連絡する。
- ・感染者の同居者や個人防護具を着用せずに感染者と接触した従業員についても、体温測定等、健康状態の確認を行い、万一、健康状態に異状を生じた場合には、速やかに発熱相談センターに連絡し、適切な対応を行う。
- ・就業時間外に従業員に感染者が発生した場合も、上記と同様に対応するとともに、その状況を部門長に報告する。

9. 教育・訓練

新型インフルエンザに関する正しい知識や、事業継続計画を円滑に実行するための教育・訓練を定期的に実施する。

<教育・訓練の記録>

年月日	対象者	教育・訓練の内容
平成 30 年 2 月 1 日	全従業員	・ 本計画書策定に伴い、全従業員に閲覧。
平成 30 年 2 月 1 日	全従業員	・ 新型インフルエンザに関する基礎情報（病原性、感染経路、感染予防策等）の周知。
令和 2 年 3 月 1 日	全従業員	・ 従業員に感染者が発生した場合の対応訓練。
令和 2 年 3 月 9 日	管理部	・ 重要業務の担当者等が発症した場合を想定した代理者による重要業務継続の模擬訓練

10. 点検・是正

本計画は必要に応じて、点検、是正し、適切な対策を講じる。

年月日	改定の内容
平成 30 年 2 月 1 日	・ 事業継続計画の新規策定
令和 2 年 3 月 16 日	・ 新型コロナウイルス発生に伴い、内容の見直し変更。

新型インフルエンザ（新型コロナウイルス）に関する参考情報について

<①国及び関係団体>

ホームページ	URL
廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン及びQ & A（環境省）	http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-lu/index.html
新型インフルエンザ対策 (新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html
新型インフルエンザ対策関連情報 (厚生労働省)	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.htm
国立感染症研究所 感染症情報センター	http://idsc.nih.go.jp/index-j.html
各省庁、都道府県の新型インフルエンザのページ（厚生労働省）	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/04.html
新型インフルエンザ関連情報 (国民生活センター)	http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sn-20090428.html
各都道府県の産業廃棄物協会 (全国産業廃棄物連合会)	http://www.zensanpairen.or.jp/federation/01/04/index.html
新型コロナウイルス感染症について (厚生労働省)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<②産業廃棄物処理事業継続に関する参考資料>

ホームページ	URL
中小企業向け新型インフルエンザ対策 (中小企業庁)	http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html
新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について (広島県資源循環協会)	www.hshigen.or.jp/news_list.html

<③都道府県・政令市の新型コロナウイルス対策ページ>

ホームページ	URL
広島県	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/
広島市	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/